

315

D94

様式44

令和5年8月31日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県松阪市大黒田町821番地の4

医療法人の名称 医療法人 矢津内科

理事長名 矢津 和宏

電話 0598 (26) 1511

決 算 届

令和4年6月1日から令和5年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書





2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院			
診療所	医療法人矢津内科	三重県松阪市大黒田町821番地の4	一般病床 0床 療養病床 0床
介護老人保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年7月25日 令和4年度決算の決定
- 令和5年5月10日 理事の辞任に伴う後任理事の選任の件
- 令和5年5月17日 令和5年度事業計画及び収支予算の決定、退任慰労金の支給の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
なし

(7) そ の 他  
なし

様式 2

法人名 医療法人 矢津内科  
 所在地 三重県松阪市大黒田町 8 2 1 番地の 4

※医療法人整理番号 094

財 産 目 録  
 (令和 5年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	148,909 千円
2. 負 債 額	10,569 千円
3. 純 資 産 額	138,340 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	68,928
B 固 定 資 産	79,981
C 資 産 合 計 (A + B)	148,909
D 負 債 合 計	10,569
E 純 資 産 (C - D)	138,340

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。  
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 矢津内科  
 所在地 三重県松阪市大黒田町821番地の4

※医療法人整理番号 0941

貸 借 対 照 表  
 (令和5年 5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	68,928	I 流動負債	10,082
II 固定資産	79,981	II 固定負債	487
1 有形固定資産	28,126	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	50	負債合計	10,569
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	51,805 (0)	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	128,340
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	138,340
資産合計	148,909	負債・純資産合計	148,909

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 矢津内科  
 所在地 三重県松阪市大黒田町 8 2 1 番地の 4

※医療法人整理番号 0914

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	203,478
2 事業費用	197,678
本来業務事業利益	5,800
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	5,800
II 事業外収益	32,250
III 事業外費用	0
経常利益	38,050
IV 特別利益	3
V 特別損失	30,000
税引前当期純利益	8,053
法人税等	411
当期純利益	7,642

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式6

## 監事監査報告書

医療法人 矢津内科  
理事長 矢津 和宏 殿

私（注1）は、医療法人 矢津内科の令和4年会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月10日  
医療法人 矢津内科  
監事 松島 徹

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。